

1 基本情報

- (1) 国名：モルディブ共和国（以下「モルディブ」という。）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：モルディブ全土
- (3) 案件名：経済社会開発計画（Economic and Social Development Programme）
- (4) 計画の要約：モルディブ政府に対し、我が国で製造された警備艇を供与することにより、同国の海難救助・海上犯罪の対応能力向上を図り、もって社会の安定化を通じた同国の経済社会発展に寄与するもの。

2 計画の背景と必要性**(1) 本計画を実施する外交的意義**

モルディブは、我が国のインド洋シーレーンの要衝に位置し、地政学的な重要性を有する。2023 年 7 月には林外務大臣（当時）が同国を訪問して外相会談を行い、両国外相の間で、「自由で開かれたインド太平洋（F0IP）」の新たなプランの下、気候変動・防災や、海における法の支配を始めとする幅広い分野で二国間協力を進めていくことで合意した。本計画は、F0IP 実現のための三本柱の一つである「平和と安定の確保」に資する案件であり、その実施を通じて両国の更なる関係強化が期待されるなど、外交的意義が大きい。

さらに、我が国は、対モルディブ国別開発協力方針の基本方針「脆弱性に配慮した持続可能な経済成長への支援」の下、重点分野として「ガバナンス能力の強化」を掲げている。国土の 99%が海である同国にとって、海洋安全保障は健全な経済活動を支える根幹となっており、海上の治安対策及び災害対策の強化に向け、沿岸警備隊の能力の強化の外交的意義は大きい。

(2) 当該国における海上保安の現状・課題及び本計画の位置付け

モルディブは、大小約 1,200 の環礁島から構成される小島嶼開発途上国であり、漁業と海域における観光は、同国経済の重要な部分を担っている。総人口約 50 万人の同国で、約 16,000 隻の運輸・観光用（年間の観光客は約 150 万人）の大小船舶、また約 2,000 隻の漁業用船舶が登録されており、国民生活における海上移動の重要性は大きい。（漁業には直接、間接に約 60%の世帯が従事している）。このため、海上保安は住民の生活、経済活動を支える基本であり、海上犯罪の取締り、違法漁業対策等の治安対策と、海上での救難、救助対応等の安全管理の強化は同国の重要な政策課題となっている。

モルディブ政府では、広大な沿岸地域を対象とする海事法執行機関は、沿岸警備隊が中心となっており、様々な仕様の警備艇等により対応している。しかしながら、同国の政治・経済の中心である首都の所在するマレ島の港湾管理に従事する沿岸警備隊港湾警備局では、現在所有する警備艇が老朽化しており、海上における安全・治安対策を十分に実行できず、警備艇の更新が喫緊の課題となっている。いない。

本計画では、この課題に対応すべく、モルディブ政府から要請があった沿岸警備隊に高速航行の可能な警備艇を供与することで、首都マレ島を中心とする海上安全強化対策の改善を図り、もって同国の経済社会開発に寄与するもの。

3 計画概要

(1) 計画概要

① 計画内容

モルディブ政府に対し、我が国で製造された警備艇を供与するもの。

② 期待される開発効果

警備用船舶を供与することにより、島嶼国である同国の海上安全対策が強化され、住民の安全な生活環境が強化され、主要産業である(海上)観光、漁業等の就業環境の改善が期待される。

③ 計画実施機関／実施体制

沿岸警備隊

④ 他機関との連携・役割分担

特になし。

⑤ 運営／維持管理体制

沿岸警備隊が運営・維持管理の責任機関となる。

(2) その他特記事項

●モルディブの所得水準は相対的に高いことから、「所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の効果的な活用について」に基づき、無償資金協力の供与の可否について精査が必要である。同国は大小約 1, 200 の環礁島から構成される小島嶼開発途上国 (SIDS) であり、気候変動による海面上昇等、自然災害に対する脆弱性を有している (環境的脆弱性)。また、同国は、外貨に依存する観光業が主な産業となっており、経済構造が脆弱である (経済的脆弱性)。さらに、インド洋シーレーンの要衝に位置しており、我が国支援を通じた同国の持続的発展と安定は、海上輸送路の安定にも貢献し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現にも資するとの観点から、我が国にとり重要である (外交的観点)。以上の観点から、無償資金協力の供与は適当と判断される。

●本件協力の対象主体であるモルディブ沿岸警備隊は、同国の海域において海難事故の防止や事故発生時の救助、航行船舶等の監視・支援等を行う同国政府の唯一の機関であり、我が国の海上保安庁と同等の機関であるが、形式上、国軍司令官の指揮系統下にある。一方、その職務は、領海保護及び排他的経済水域内の資源保護、海洋環境及び沿岸地域の保護、海洋関係法の執行、海難事故対応及び搜索等の民生分野の活動に限定されており、国軍本体とは一線を画する。なお、海事の国家防衛は海兵隊が実施することとされており、所掌上、軍事部門と民生部門が明確に区分されている。また、職員は形式上軍籍を有するが、独立性が保たれている。

また、本計画で供与対象の船舶は、海上保安目的に資する一般用途の船舶であり、軍事転用される具体的な蓋然性は認められない。

以 上